

北本市クラウドファンディング型地域活性化事業の認定に係る要領

令和元年10月3日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、地域の活性化に資する活動及び地域課題の解決に資する活動を行う市内の個人又は団体に対して、クラウドファンディングにより受けた寄附金を原資として交付する補助金の対象となる事業の認定について、必要な事項を定める。

(事業の認定)

第2条 補助事業の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、北本市クラウドファンディング型地域活性化事業認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 市税納税状況等確認承諾書（様式第4号）
 - (4) 定款（個人にあっては不要）
 - (5) 役員名簿（個人にあっては不要）
 - (6) その他市長が特に必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、北本市クラウドファンディング型地域活性化事業認定（非認定）通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知する。
- 3 前項の規定により、事業認定の通知を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、寄附金の額にかかわらず、当該補助事業を実施しなければならない。
- 4 認定事業者が前項の規定による認定通知を受けた事業（以下「認定事業」という。）の内容を変更しようとするときは、北本市クラウドファンディング型地域活性化事業変更申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。（軽微な変更を除く）
- 5 市長は、前項の申請を受け、承認しようとする場合には、その申請があった日から30日以内に認定事業者に通知する。
- 6 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当すると認める場合には、認定を取り消すことができる。
- (1) 事業を開始しないとき。

- (2) この要領又は市が定める規程に違反する行為があったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、この要領の規定による認定等を受けたとき。

(事業開始の届出)

第3条 認定事業者は、前条第2項に規定する認定の通知を受けた事業を開始したときは、当該事業の開始の日から10日以内に北本市クラウドファンディング型地域活性化事業開始届（様式第7号）を市長に届け出なければならない。

(認定事業に対するふるさと納税の寄附額の通知)

第4条 市長は、当該事業への支援の意思表示があるふるさと納税の寄附金を採納したときは、当該寄附金の額を認定事業者に通知するものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月3日から施行する。

附 則（令和5年4月25日改正）

この要領は、令和5年5月1日から施行する。